

資 循 第 1270 号
令和 3 年 4 月 26 日

公益社団法人神奈川県産業資源循環協会会長 殿

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課長
(公 印 省 略)

産業廃棄物管理票交付等状況報告の提出について (通知)

本県の産業廃棄物行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 3 第 7 項に基づく産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の報告制度については、6 月末が報告期限となっております。

つきましては、別添のチラシを御活用いただき、貴協会会員及び関係排出事業者への周知について、御協力をお願いします。

なお、チラシは当課ホームページにも掲載しておりますので、適宜印刷して御利用ください。

■産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 交付等状況報告について

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f4463/>

問合せ先

指導グループ 高取

電 話 (045)210-4159

メール haiki-kouiki.4154-6pref.kanagawa.jp

産業廃棄物管理票交付等状況報告を提出してください

～報告書の提出期限は6月末日です～

○産業廃棄物管理票(マニフェスト)報告の概要

産業廃棄物を委託処理し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付した全ての排出事業者は、毎年6月30日までに前年度の交付状況を都道府県知事などに報告しなければなりません。

本年度は、2020年4月1日から2021年3月31日までの産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付状況を、2021年6月30日までに提出していただくこととなります。

なお、電子マニフェストを利用している場合はこの報告は必要ありません。

詳しくは、下記アドレスをご覧ください。(様式をダウンロードして使用できます。)

■産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告について

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f4463/>

※いわゆる「事業系一般廃棄物(オフィスペーパー、段ボール)」を委託・売渡ししている場合で、マニフェストに準じた管理票で処理確認をしているケースの報告は必要ありません。

○提出方法

4月1日から6月30日の間に郵送又は持参してください。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、可能な限り郵送での提出をお願いします。

提出部数は1部ですが、受領印の押印のある控えが必要な場合は、2部提出してください。

なお、郵送での提出で、控えが必要な場合は、宛名を記入し、切手を貼付した返送用封筒を同封してください。

○提出先

神奈川県内の事業所の所在地を管轄する地域県政総合センター(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市内の事業所はそれぞれの市)

○問合せ・提出先

	部署名	電話番号	提出先
神奈川県	環境農政局環境部資源循環推進課 指導グループ	045-210-4159	
	横須賀三浦地域県政総合センター 環境部	046-823-0210	〒238-0006 横須賀市日の出町2-9-19
	県央地域県政総合センター 環境部	046-224-1111	〒243-0004 厚木市水引2-3-1
	湘南地域県政総合センター 環境部	0463-22-2711	〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1
	県西地域県政総合センター 環境部	0465-32-8000	〒250-0042 小田原市荻窪350-1
横浜市資源循環局事業系対策部 産業廃棄物対策課	045-671-2513	〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10	
川崎市環境局生活環境部 廃棄物指導課	044-200-2581	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1	
相模原市環境経済局資源循環部 廃棄物指導課	042-769-8358	〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15	
横須賀市資源循環部廃棄物対策課	046-822-8523	〒238-8550 横須賀市小川町11	